

奈良県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第四十四号

奈良県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県環境影響評価条例施行規則（平成十一年六月奈良県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の項の次に次のように加える。

四の二 太陽光発電施設の設置又は変更の工事の事業	ア 太陽光発電施設の設置の工事の事業（太陽光発電施設の設置の用に供される区域及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「太陽光発電施設設置区域」という。）の面積が五ヘクタール以上であるものに限る。） イ 太陽光発電施設の変更の工事の事業（当該太陽光発電施設設置区域の面積が増加し、かつ、変更後の当該面積が五ヘクタール以上であるものに限る。）
--------------------------	--

別表第二第五号の項の次に次のように加える。

五の二 別表第一第四号の二に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置 修正前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 対象事業実施区域の面積 新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、一ヘクタール未満であること。
------------------------	---

別表第三第五号の項の次に次のように加える。

五の二 別表第一第四号の二に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	対象事業実施区域の面積	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が変更前の対象事業実施区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、一ヘクタール未満であること。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

(改正条例附則第三項の規則で定める許可等の申請その他の行為)

2 奈良県環境影響評価条例の一部を改正する条例(令和五年三月奈良県条例第二十九号。以下「改正条例」という。)附則第三項の規則で定める許可等の申請その他の行為は、太陽光発電施設の設定又は変更の工事の事業の着手及びこれらの事業に係る行為であつて、次に掲げる行為のいずれかに該当するものとする。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項の許可の申請

二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可の申請

三 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第三項の許可の申請又は同法第三十三条第一項の規定による届出

四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項の許可の申請

五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可の申請

六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)

第七条第一項の許可の申請

七 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十五条第四項の許可の申請

- 又は同法第二十八条第一項の規定による届出
- 八 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八條第一項本文又は第十二條第一項の許可の申請
- 九 奈良県立自然公園条例（昭和四十一年十二月奈良県条例第二十三号）第十七條第三項の許可の申請又は第十九條第一項の規定による届出
- 十 奈良県自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）第二十三條第四項の規定の許可の申請又は第二十五條第一項の規定による届出
- 十一 奈良県砂防指定地管理条例（平成十七年三月奈良県条例第四十七号）第三條又は第六條の許可の申請
- （改正条例附則第三項の規則で定める軽微な変更等）
- 3 この規則による改正後の奈良県環境影響評価条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十八條の規定は、改正条例附則第三項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、新規則第二十八條第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、新規則別表第三中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。
- （改正条例附則第四項の規則で定める許可等の申請その他の行為）
- 4 附則第二項の規定は、改正条例附則第四項の規則で定める許可等の申請その他の行為について準用する。
- （改正条例附則第四項の規則で定める条件）
- 5 改正条例附則第四項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。
- （経過措置）
- 6 この規則の施行の際現に設置されている太陽光発電施設についての新規則別表第一第四号の二の項の規定の適用については、同項中「当該面積が五ヘクタール」とあるのは、「当該面積が五ヘクタール（この規則の施行の際現に存する太陽光発電施設設置区域の面積を除く。）」とする。